

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
平成27年10月8日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	2件
国民年金関係	2件
厚生年金保険関係	0件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	5件
国民年金関係	5件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1500187 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 1500024 号

第 1 結論

請求期間のうち、昭和 63 年 6 月から平成元年 3 月までの期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

その余の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：男
基礎年金番号：
生 年 月 日：昭和 29 年生
住 所：

2 請求内容の要旨

請 求 期 間：① 昭和 49 年 6 月から昭和 63 年 3 月まで
② 昭和 63 年 6 月から平成元年 3 月まで
③ 平成 22 年 12 月から平成 23 年 4 月まで

私は、母親と妹が市役所で納付証明書をもらっているのを見たことがあり、母親は、私についても国民年金加入手続を行い、請求期間①及び②の保険料を納付してくれたと思う。また、請求期間③については、私が保険料を納付したはずなので、調査の上、請求期間①、②及び③の記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和 63 年 12 月頃に A 市において払い出されており、請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、この頃に請求者の国民年金加入手続が初めて行われ、その際に昭和 49 年 6 月まで遡って被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。このため、請求者は請求期間②において国民年金の被保険者であり、母親が請求期間②の保険料を納付することが可能であった。

また、上述の請求者に係る国民年金加入手続が行われた昭和 63 年 12 月時点で、請求者は 35 歳到達の直前であったことから、母親は請求者の年金受給権確保（原則として、60 歳到達時までには保険料納付済期間が 300 月以上必要。）のために国民年金加入手続を行ったものと考えられるところ、オンライン記録によると、請求期間②が含まれる昭和 63 年度の保険料は、年度当初の 4 月及び 5 月の保険料が納付され、請求期間②直後の保険料も納付済みとされていることから、母親が 10 か月と短期間である請求期間②の保険料を納付したと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間②の国民年金保険

料を納付していたものと認められる。

一方、請求者は、請求期間①の保険料は母親が納付してくれたとしているところ、上述の国民年金加入手続時期（昭和 63 年 12 月頃）を基準とすると、請求期間①のうち、昭和 49 年 6 月から昭和 61 年 9 月までの保険料は、既に 2 年の時効が成立しており母親は納付することができなかつたほか、請求期間①のうち、昭和 61 年 10 月から昭和 63 年 3 月までの保険料は、母親が納付することが可能であったものの、請求者は当該期間の保険料納付に直接関与しておらず、保険料を納付してくれたとする母親も既に亡くなっていることから、請求期間①に係る保険料納付状況の詳細は不明である。

また、請求者は、母親及び妹が、市役所で納付証明書をもっているところを見たことがあったことから、母親が請求者の保険料も納付してくれたと思うとしている。しかし、請求者の協力が得られず、詳細について請求者からの聴取ができなかつたため、請求者が見た納付証明書が保険料に係るものであつたか否かどうかがい知ることにはできないほか、オンライン記録によると、i) 母親は、請求期間①の途中である昭和 55 年 1 月以降、60 歳到達により国民年金被保険者資格を喪失していること、ii) 妹が 20 歳に到達したのは請求期間①の途中である昭和 56 年度であり、当時は厚生年金保険の被保険者であつたことから、母親及び妹が市役所で納付証明書をもっているところを見たことをもって、母親が請求者に係る請求期間①の保険料を納付したと推認することはできない。

さらに、請求期間③についても、請求者の協力が得られず、詳細について請求者からの聴取ができなかつたところ、B 市において、平成 22 年 9 月 13 日付けで請求者からの請求期間③を含む平成 22 年 7 月から平成 23 年 6 月までの国民年金保険料免除・納付猶予を希望する申請書が受付されていることが確認できることから、当時、請求者が請求期間③の保険料を納付したことをうかがわせる事情を見いだすことはできない。

加えて、オンライン記録によると、請求者は、請求期間③の始期である平成 22 年 12 月に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同月内に資格を喪失していることが確認でき、この厚生年金保険被保険者資格の取得に伴う国民年金被保険者資格の喪失に係る事務処理が平成 23 年 1 月 7 日付けで行われている。その後、国民年金被保険者資格を再取得する事務処理が、請求期間③直後の保険料の法定免除手続に併せて平成 26 年 7 月 22 日付けで行われていることが確認できることなどから、この再取得の事務処理が行われるまでは、請求者は国民年金に未加入であり、請求期間③の保険料を現年度保険料として納付することができなかつた上、再取得の事務処理が行われた時点においても既に 2 年の時効が成立しており、保険料を遡って納付することができなかつたものと考えられる。

このほか、請求期間①については母親が、請求期間③については請求者が保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び③の国民年金保険料を納付していたものと認めることはで

きない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500225号
厚生局事案番号 : 東海北陸(国)第1500028号

第1 結論

昭和49年10月から昭和50年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和49年10月から昭和50年3月まで

私の国民年金の加入手続については、母親が行ってくれた。保険料については、家族の保険料を母親が納付していたので、私の保険料も母親が納付してくれていた。同居の両親については、請求期間の保険料が納付済みなのに、私の分だけ未納とされているのはおかしい。請求期間について、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間は6か月と短期間である上、オンライン記録によると、請求者については、請求期間を除く国民年金加入期間において保険料が全て納付されているほか、両親に係る請求期間の保険料については、請求者の主張のとおり、納付済みとされていることが確認できる。

また、国民年金受付処理簿によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和52年2月頃に払い出されたものと推認されるため、この頃に請求者の国民年金加入手続が行われ、その際に、請求期間の被保険者資格を遡って取得する事務処理が行われたものとみられる。請求者の国民年金手帳記号番号前後における被保険者の保険料納付状況を見ると、請求期間の保険料が過年度保険料として納付されているため、当時、請求者に対しても過年度保険料に係る納付書が送付されていたことが推察される。

さらに、国民年金被保険者台帳及びA市の国民年金被保険者名簿によると、請求者については、請求期間以外の過年度保険料に係る納付書が送付されたことが確認できる期間の保険料が全て納付されており、母親についても、国民年金加入期間において、過年度保険料として保険料が納付されている期間が散見されることから、母親は保険料の未納の解消に努めていたことがうかがえる。

加えて、請求者は、母親が家族の保険料を納付していた場所として、市役所、納税組合又は金融機関で保険料を納付していたことを覚えている旨の陳述をしているところ、過年度保険料については、金融機関で納付することが可能であり、当時の取扱

いとも一致していることを踏まえると、上述のとおり、納付書が送付されていたことがうかがえ、かつ、6か月と短期間である請求期間の保険料を母親が納付していたとしても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500194号
厚生局事案番号 : 東海北陸(国)第1500025号

第1 結論

昭和44年4月から昭和61年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和10年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和44年4月から昭和61年3月まで

私は、昭和43年頃から国民年金に加入して保険料を納付するよういわれ始め、昭和46年、昭和47年頃には本格的に保険料を納付するよういわれていたことを覚えている。請求期間の保険料の納付のうち、私が覚えていることは、昭和46年度から昭和47年度までは、夫の給料日にその勤務先に、昭和48年度からは、私が仕事をしていた店に市役所の職員が、毎月、集金に来ていたこと、納付した金額は1万2,800円であったこと、保険料の納付場所は他に市役所や公民館でも納付したことがあったことなどがある。請求期間について、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の請求期間後における国民年金加入期間の保険料は、1か月間を除き納付又は免除とされており、免除されていた期間についても、一部は保険料が追納され、請求期間後においては、保険料を積極的に納付する意思を有していたものとみられる。

しかしながら、請求者は、請求期間の大半において、夫が厚生年金保険の被保険者であるため、国民年金の任意加入対象者であったところ、請求者は、請求期間の保険料を納付するための前提となる国民年金の加入手続については、その時期、場所などの具体的な状況の記憶は明確ではないため、加入手続についての詳細は不明である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和61年4月頃に払い出されたものと推認され、請求者に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらないことから、請求者の加入手続は、この頃に初めて行われ、その手続の際に、昭和61年4月に被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。このため、請求者は、請求期間において国民年金に未加入であり、請求期間の保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、請求者が所持する年金手帳によると、「初めて被保険者となった日」欄及

び「国民年金の記録（1）」欄のいずれにおいても、請求者の被保険者資格の取得については、オンライン記録と同様、「昭和 61 年 4 月 1 日」と記載されており、請求期間において国民年金に加入していた形跡がうかがえない。

加えて、請求者は、請求期間の保険料納付について、様々な納付方法を陳述しているものの、i) A市によると、当時、市役所の職員による集金が行われていたか否か、公民館で国民年金に関する保険料の納付ができたか否かについては、いずれも不明である旨の回答をしていること、ii) 同市における保険料の納付周期は、昭和 58 年 3 月までは 1 か月ごと（毎月）の納付ではなく、3 か月ごとの納付であったこと、iii) 請求期間当時の保険料額については、一定ではなく、少しずつ上昇しており、請求者が記憶する金額（1 万 2,800 円）と一致する時期はなく、いずれの時期においても大きく相違するため、請求者が納付していたとする保険料が、請求期間当時の国民年金に関するものであったとは言い難いことを踏まえると、請求者が、請求期間の保険料を納付していたとする事情を見いだすことはできない。

このほか、請求期間は 204 か月と長期間であり、請求者が様々な保険料の納付方法を行っていたとする請求期間の保険料の全てにわたり記録漏れ、記録誤り等が生ずる可能性は低いものと考えられる上、請求者が、請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、ほかに請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1500234 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 1500026 号

第1 結論

昭和 51 年 3 月から同年 8 月までの請求期間及び昭和 58 年 12 月から昭和 59 年 8 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：男
基礎年金番号：
生 年 月 日：昭和 26 年生
住 所：

2 請求内容の要旨

請 求 期 間：① 昭和 51 年 3 月から同年 8 月まで
② 昭和 58 年 12 月から昭和 59 年 8 月まで

請求期間①及び②は、仕事を辞めて再就職するまでの期間であるが、私は、いずれも再就職後（請求期間後）しばらくしてA市B区役所で国民年金の加入手続をしたと思う。請求期間①については、昭和 52 年頃に国民年金の加入手続を行ったが、その 1 年後ぐらいに納付書が届いたので、区役所に行ったところ、職員から、「納付を 2、3 か月空けると従前の年金がもらえなくなる。」と言いかされた。このため、郵便局でお金を下ろしてきて、区役所で保険料を一括で納付した。請求期間②についても、同じように区役所で保険料を一括で納付した。請求期間について、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①は 6 か月、請求期間②は 9 か月であり、いずれも短期間である。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム、オンライン記録及びA市の国民年金被保険者名簿によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和 62 年 4 月頃に払い出されたものと推認され、請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないため、請求者の加入手続は、この頃に初めて行われ、その際に、遡って請求期間①及び②の被保険者資格を取得及び喪失する事務処理が行われたものとみられる。このため、請求者は、請求期間①及び②の保険料を納付したと主張している時期において国民年金に未加入であったことから、当時、保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、上述の加入手続時期を基準とすると、請求期間①及び②の保険料については、既に2年の時効が成立しており、請求者は、当該加入手続後においても、請求期間①及び②の保険料を遡って納付することができなかつたものと考えられる。

さらに、請求者は、請求期間①及び②について、区役所で保険料を一括で納付したとしており、再就職後に保険料を納付したとする請求者の主張に沿えば、その大半は過年度保険料として納付したこととなるところ、請求者は、その納付した金額については記憶にないとしている上、A市によると、区役所では過年度保険料の収納を行っていないことから、請求者が請求期間①及び②の保険料を納付していたと推認することはできない。

加えて、A市の国民年金被保険者名簿においても、オンライン記録と同様、請求期間①及び②の保険料が納付された形跡はうかがえない上、請求者が請求期間①及び②の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、請求期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500238号
厚生局事案番号 : 東海北陸(国)第1500027号

第1 結論

昭和59年*月から平成元年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和39年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和59年*月から平成元年3月まで

私は、20歳になったときに国民年金に関する書類が送られてきたため、すぐに加入手続を行った。保険料については、送られてきた納付書により、毎月、近くの銀行や郵便局などで納付期限までに、きちんと納付していた。当初は、月額1万500円の保険料を納付しており、その後、時期は不明だが300円ぐらいずつ金額が上がっていったことを記憶している。数年後、口座振替に関する書類が届き、手続を行った記憶があるが、私の年金記録において、保険料が納付済みとされている最初の平成元年4月が口座振替を始めた時期であると思う。真面目に働き、保険料を納付していたのに、請求期間の約5年間で未納とされていることに納得がいかない。請求期間について、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間を除く国民年金加入期間において保険料の未納はなく、保険料の納付意識が高かったことがうかがわれる。

また、オンライン記録によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和60年11月頃に払い出されたと推認されることから、請求者の国民年金の加入手続は、この頃に行われ、その際に、請求者が20歳に到達した昭和59年*月まで遡って被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。この加入手続時期を基準とすると、請求者は、請求期間の保険料を現年度保険料又は過年度保険料として納付する方法を併用して納付することが可能であった。

しかしながら、請求期間のうち、昭和59年*月から昭和60年9月までについては、請求者は、20歳のときに加入手続を行った後、毎月、納付期限までに保険料を納付した旨主張しているものの、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによると、請求者に対しては、上述の国民年金手帳記号番号以外に別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないため、請求者は、上述の加入手続(昭和60年11月頃)が行われるまでは、国民年金に未加入であったものとみられる。このため、請求者に対して現

年度保険料に係る納付書が送付されることはなく、請求者が主張する納付期限までに納付する方法で、昭和 59 年*月から昭和 60 年 9 月までの保険料を現年度保険料として納付することができなかったものと考えられる。

また、請求期間のうち、昭和 59 年*月から昭和 60 年 9 月までについては、加入手続が行われた時期以降において、現年度保険料又は過年度保険料として納付する方法を併用して遡って納付することが可能であったものの、請求者は、毎月きちんと保険料を納付していたので遡って納付したことはない旨の陳述をし、その主張は、請求期間の保険料を遡ることなく現年度保険料として納付していたとするものであることを踏まえると、当該期間の保険料が遡って納付されていたとまでは推認することはできない。

さらに、請求期間のうち、昭和 60 年 10 月から平成元年 3 月までについては、請求者の主張する納付方法で現年度保険料として当該期間の保険料を納付することが可能であったものの、i) オンライン記録によると、請求者に対し平成 2 年 12 月 7 日付けで過年度保険料に係る納付書が発行されており、この時点において、請求期間直後の保険料は、既に納付済みであったため、少なくとも、請求期間のうちの昭和 63 年度の一部について、現年度保険料として納付されていなかった期間があったものとみられること、ii) 請求者が記憶する請求期間の保険料額（当初月額 1 万 500 円。その後、約 300 円ずつ増加。）は、請求期間当時の保険料額と比較して、一致ないし近似する額が見当たらないこと、iii) 約 5 年間、毎月、複数の金融機関で保険料を納付していたとする請求者の主張に沿うと、複数回、複数年にわたり、連続して記録誤りが生ずる可能性は低く、これら納付に関する記録の形跡が何ら見当たらないのは不自然であること、iv) 上述のとおり、請求者には別の手帳記号番号が払い出されていないため、同一の手帳記号番号で引き続き管理されていた納付記録内において、約 5 年間もの記録が部分的に消失した可能性は低いものとみられることを考え合わせると、請求期間のうち、昭和 60 年 10 月から平成元年 3 月までの保険料が請求者の主張どおりに納付されていたと推認する事情を見いだすことができない。

加えて、請求者は、加入手続後、数年間、納付書で保険料を納付した後に口座振替の手続をしたため、請求期間直後の平成元年 4 月が口座振替を始めた時期である旨陳述している。しかし、請求期間当時から請求者が居住している A 市によると、請求者に係る口座振替の手続は、平成 3 年 7 月（請求者の主張の 2 年 3 か月後）と記録されている旨回答しており、このことは、請求期間直後（平成元年 4 月から平成 3 年 6 月まで）のオンライン記録における保険料の納付日は、一定の日付ではなく、納付書により不定期に納付されていた状況がうかがえるのに対し、それ以降の保険料の納付日は、一定の日付であり、定期的に納付されていることとも符合している。これら口座振替の手続時期及び保険料の納付状況を踏まえると、請求者は、請求期間直後の保険料の納付に関する記憶を請求期間の保険料の納付であったと、時期を取り違えている可能性もうかがえる。

このほか、A 市の国民年金被保険者名簿においても、オンライン記録と同様、請求期間の保険料が納付されていた形跡は見当たらない上、請求者が請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500242号
厚生局事案番号 : 東海北陸(国)第1500029号

第1 結論

昭和45年5月から昭和58年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和45年5月から昭和58年3月まで

私の国民年金加入手続は、時期は覚えていないが姉が行ってくれた。昭和58年3月頃に市役所の国民年金課の女性職員から請求期間の保険料が未納との電話があり、後日、納付書(白色)が届いた。このため、妻が請求期間の保険料額約30万円を一括でA銀行B支店又はC信用金庫D支店で納付したが、請求期間の保険料は未納とされている。

平成22年5月及び平成23年5月にも日本年金機構に記録の照会を行ったところ、いずれも保険料の納付事実は確認できないとの回答であったが、確実に請求期間の保険料を納付しているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間及び昭和42年4月から昭和43年6月までを除く国民年金加入期間において保険料の未納はなく、保険料の納付意識が高かったことがうかがえる上、請求者が請求期間の保険料として昭和58年3月頃に妻が納付したとする約30万円は、請求期間の保険料額(32万5,940円)とおおむね一致する。

しかしながら、オンライン記録における請求者の国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得状況及びE市の請求者に係る国民年金被保険者名簿から、請求者の国民年金加入手続は、昭和58年9月頃に行われたものと推認され、請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、この頃に請求者の国民年金の加入手続が初めて行われ、この加入手続の際に昭和42年4月に国民年金の資格を取得し、昭和43年7月に資格を喪失し、昭和45年5月に資格を再取得する一連の事務処理が行われたものとみられる。このため、請求者は請求期間当時は国民年金に未加入であり、保険料を納付することができなかったものとみられる。

また、請求者は、昭和58年3月頃に、E市の女性職員から請求期間の保険料が未

納になっているとの電話があり、後日郵送された納付書（白色）により、請求期間の保険料額約 30 万円を妻が一括で金融機関で納付したとしているが、昭和 58 年 3 月頃は、上述の請求者の国民年金加入手続時期（昭和 58 年 9 月頃）の前であり、同市から請求者に保険料納付の督促があったとは考え難いほか、当該納付時期及び加入手続時期のいずれも過去 3 回実施された特例納付の実施期間ではなく、この制度を利用して遡って納付することもできない。

さらに、上述の国民年金加入手続時期（昭和 58 年 9 月頃）を基準とすると、請求期間のうち、昭和 56 年 7 月から昭和 58 年 3 月までの保険料は、過年度保険料として納付することが可能であったが、請求者はE市から送付された納付書により請求期間の保険料を納付したとしているところ、同市は、当時、過年度保険料は取り扱っていなかったとしており、請求者が当該期間の保険料を過年度保険料として納付したと推認することはできない上、同市の請求者に係る国民年金被保険者名簿によると、請求者は国民年金に加入した昭和 58 年度の保険料を昭和 59 年 4 月 28 日に一括で納付したことが記録されていることから、請求者の記憶はこの保険料納付と混同している可能性も考えられる。

加えて、請求者が請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、ほかに請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1500268 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 1500030 号

第1 結論

平成2年4月及び同年5月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名：女
基礎年金番号：
生年月日：昭和44年生
住所：

2 請求内容の要旨

請求期間：平成2年4月及び同年5月

私は、平成2年4月に会社を退職し、平成2年6月に再就職したが、この間の国民年金の加入手続については、平成2年5月にA市B区役所で行った。請求期間の保険料については、納付金額及び納付方法は覚えていないが、母親に年金の保険料は必ず納付しなさいと言われたため、同区役所で私が納付した。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間は2か月と短期間である上、請求者は、国民年金加入期間において、請求期間を除き保険料を全て納付している。

また、請求者は、母親から言われ、請求期間の保険料を納付したとしているところ、母親も、保険料を納付するよう請求者に勧めたとする旨の陳述をしている。

しかしながら、国民年金記号番号払出簿及びオンライン記録によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、平成8年10月頃に払い出されたと推認され、請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないため、請求者の加入手続は、この頃に初めて行われ、遡って請求期間に係る被保険者資格を取得（平成2年4月）及び喪失（平成2年6月）する事務処理が行われたものとみられる。このため、請求者は、請求期間当時において国民年金に未加入であったことから、請求期間の保険料を現年度保険料として納付することはできなかったものと考えられる。

また、上述の請求者の加入手続時期（平成8年10月頃）を基準とすると、請求期間の保険料については、既に2年の時効が成立しており、請求者は、請求期間の保険料を過年度保険料として納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、A市の国民年金被保険者名簿においても、請求期間に係る被保険者資格の取得及び喪失については、いずれも平成8年10月頃に事務処理が行われていた記載

が確認できるほか、請求期間に係る保険料については、オンライン記録と同様、納付されていた形跡が見当たらない。

加えて、請求者が請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、ほかに請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。